平成２５年（フ）第５１号
島根県浜田市三隅町三隅1409番地２
債務者　今田　伸吾
1　決定年月日時　平成25年11月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月30日まで
松江地方裁判所浜田支部

平成２５年（フ）第２２４号
徳島市南島田町４丁目40番地の５
債務者　林　千代子
1　決定年月日時　平成25年11月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月30日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第６５０号
北九州市若松区小石本村町10番31―111号
債務者　森本　　進
1　決定年月日時　平成25年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月30日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第６６０号
北九州市八幡西区香月中央５丁目７番18号
債務者　西川　　稔
1　決定年月日時　平成25年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月30日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第６９０号
北九州市門司区新原町１番17―506号
債務者　古田まゆみ
1　決定年月日時　平成25年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月30日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第４９４８号
大阪府八尾市渋川町３丁目７番18―102号
債務者　小山　理絵
1　決定年月日時　平成25年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４９５２号
大阪府寝屋川市萱島東２丁目16番23号
債務者　向井　厚子
1　決定年月日時　平成25年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５４０１号
大阪府茨木市三島町２番１―902号
債務者　吉田　光臣
1　決定年月日時　平成25年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５４５２号
大阪府豊中市東豊中町５丁目２番146―406号
債務者　前田　恭子
1　決定年月日時　平成25年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６０２号
神戸市中央区琴ノ緒町３丁目２番15号　玉屋マンション505号
債務者　林　　惠慶
1　決定年月日時　平成25年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７６４号
神戸市灘区八幡町４丁目５番１号　六甲エメラルドハイツ402
債務者　川口素賀子
1　決定年月日時　平成25年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７６７号
神戸市兵庫区三川口町３丁目３番５―202号
債務者　楢﨑　愛弥（旧姓川瀬）
1　決定年月日時　平成25年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１９３７号
名古屋市西区中小田井３丁目289番地　ライオンズガーデン中小田井508号
債務者　尾畑　一道
1　決定年月日時　平成25年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２０２７号
名古屋市港区港陽３丁目５番16号　丸美ロイヤル築地201号
債務者　柳澤真由美
1　決定年月日時　平成25年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２０６０号
名古屋市熱田区六番２丁目３番25号　シャトー山田306号
債務者　中野　耕作
1　決定年月日時　平成25年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２１１４号
名古屋市名東区本郷２丁目152番地　サニーハイツ本郷303号
債務者　福谷　尚哉
1　決定年月日時　平成25年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第７００号
北九州市門司区松崎町４番33号
債務者　多田　直人
1　決定年月日時　平成25年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第２７１号
佐賀県佐賀市川副町大字南里532番地４
債務者　久米美千代
1　決定年月日時　平成25年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係